

意見書等

(条例)

議員提出議案第一号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について(可決)

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年三月二十四日

青森市議会議長 花田明仁様

提出者	青森市議会議員	渋谷 勲
賛成者	青森市議会議員	大矢 保
〃	〃	斎藤 憲雄
〃	〃	藤原 浩平
〃	〃	秋村 光男

賛成者 青森市議会議員

”

”

柴田久子  
長谷川章悦

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三号中「上下水道部及び企業局」を「企業局水道部及び企業局交通部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

~~~~~

提案理由

青森市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

議員提出議案第2号

地方自治法第100条第12項及び会議規則第161条第2項の規定に基づく  
協議等の場の設置について（可決）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年3月24日

青森市議会議長 花田明仁様

提出者 青森市議会議員 渋谷 勲

賛成者 青森市議会議員 大矢 保

〃 〃 斎藤 憲雄

〃 〃 藤原 浩平

〃 〃 秋村 光男

〃 〃 柴田 久子

〃 〃 長谷川 章悦

地方自治法第100条第12項及び会議規則第161条第2項の規定に基づく  
協議等の場の設置について

青森市議会基本条例の策定に向け、地方自治法第100条第12項及び会議規則第161条第2項の規定に基づく協議等の場を、同条第3項の規定により以下のように定める。

- 1 名 称 議会基本条例検討委員会
- 2 目 的 青森市議会基本条例の原案についての検討を行う
- 3 構 成 員 議会基本条例検討委員会の委員
- 4 招集権者 議会基本条例検討委員会の委員長
- 5 期 間 青森市議会基本条例の原案策定まで

議員提出議案第3号

青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について（可決）

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年三月二十四日

青森市議会議長 花田明仁様

| 提出者     | 賛成者     |
|---------|---------|
| 青森市議会議員 | 青森市議会議員 |
| 渋谷 勲    | 小田桐 金三  |
| 大矢 保    | 柴田 久子   |
| 小倉 尚裕   | 中田 靖人   |
| 奥谷 進    | 里村 誠悦   |
| 奈良岡 隆   | 奥谷 進    |

賛成者 青森市議会議員

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 渡 | 山 | 嶋 | 小 | 間 | 館 | 木 | 神 | 中 | 丸 |
| 本 | 部 | 本 | 田 | 豆 | 山 | 山 | 戸 | 山 | 村 | 野 |
| 武 | 伸 | 治 | 肇 | 畑 | 勲 | 善 | 喜 | 昌 | 節 | 達 |
| 朝 | 広 | 男 | 肇 | 緑 | 勲 | 也 | 美 | 則 | 雄 | 夫 |

青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例

青森市議会議員定数条例（平成十七年青森市条例第三百二十六号）の一部を次のように改正する。  
本則中「四十一人」を「三十五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に青森市議会議員の職にある者に係る青森市議会の議員の定数については、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

~~~~~

提案理由

青森市議会の議員の定数を改正するため、提案するものである。

議員提出議案第4号

青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（否決）

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年三月二十四日

青森市議会議長 花田明仁様

提出者	賛成者	青森市議会議員	藤原浩平
青森市議会議員	青森市議会議員	齋藤憲雄	藤原浩平
秋村光男	秋村光男	齋藤憲雄	齋藤憲雄
館田瑠美子	館田瑠美子	齋藤憲雄	齋藤憲雄
村川みどり	村川みどり	齋藤憲雄	齋藤憲雄
葛西育弘	葛西育弘	齋藤憲雄	齋藤憲雄
天内慎也	天内慎也	齋藤憲雄	齋藤憲雄
山脇智	山脇智	齋藤憲雄	齋藤憲雄
三上武志	三上武志	齋藤憲雄	齋藤憲雄

贊成者 青森市議會議員

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

竹	工	上	奈	木	海	橋	藤
山	藤	林	良	下	老	本	田
美		英	祥		名	尚	
虎	健	一	孝	靖	鉄	美	誠
					芳		

青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

（議員報酬額の特例）

6 議会議員の議員報酬額は、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬額から当該議員報酬額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

~~~~~

提案理由

議員報酬を削減するため、提案するものである。